

令和3年

北海道の消防の現況

北海道

目 次

第1 火災の実態

1	火災の概況	1
	北海道と全国の火災状況	2
2	出火件数	3
	(1) 月別の火災状況	3
	(2) (総合) 振興局・市別の火災発生状況	4
3	火災による死傷者の状況	5
	(1) 火災種別ごとの死者	6
	(2) 月別の死者	6
	(3) (総合) 振興局・市別の死者	8
	(4) 時間帯別の死者発生の状況 (自殺者及び不明者を除く)	9
	(5) 原因別の死者発生の状況	10
	(6) 年代別・性別の死者発生の状況	10
4	出火原因	11
	(1) 原因別出火件数	11
	(2) 過去10年間の主な出火原因の推移	11
5	り災世帯とり災人員	13
6	大火の記録	13

第2 火災予防

1	火災予防運動の推進	15
	(1) 春季及び秋季の火災予防運動	15
	(2) その他の火災予防運動	16
2	民間防火組織の育成	16
3	共同査察の実施	17
4	防火管理体制の確立	18
5	消防用設備等の設置促進	21
6	防災物品の普及	23
7	消防設備士等の育成	24
	(1) 消防設備士試験	25
	(2) 消防設備士講習	25

(3) 消防設備点検資格者	26
---------------	----

第3 危険物

1 危険物の規制	27
(1) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所	27
(2) 移動タンク貯蔵所等の立入検査	28
(3) 危険物施設等の事故発生状況	30
(4) 危険物取扱者	31
(5) 危険物の取扱作業の保安に関する講習	32
2 液化石油ガスの規制に対する消防機関の関与	32

第4 石油コンビナート災害対策

1 防災体制	34
(1) 防災組織	34
(2) 防災計画	34
(3) 防災資機材	35
(4) 総合防災訓練	35

第5 救急救助業務

1 救急業務の実施状況	38
(1) 救急業務の実施状況	38
(2) 救急隊	38
(3) 救急自動車	38
(4) 医療機関	39
(5) 救急活動の状況	39
2 救助業務の実施状況	40
(1) 救助隊及び救助隊員	40
(2) 救助活動に使用する車輛	40
(3) 救助活動の状況	40

第6 消防力の現況

1 消防機関及び人員	46
(1) 消防機関	46
(2) 人員	46
2 消防施設の現況	48

(1) 消防機械	48
(2) 消防水利	50
(3) 火災通報施設	50
3 消防の広域化	50
(1) 消防一部事務組合	50
(2) 消防の事務委託	52
(3) 相互応援	52

第7 消防職団員の処遇状況

1 消防表彰	53
(1) 国の行う表彰	53
(2) 道の行う表彰	56
2 消防団員の処遇	58
(1) 年額報酬	58
(2) 出勤報酬	58
(3) 消防団員の処遇改善の取組	58
(4) 公務災害補償	58
(5) 退職報奨金	58

第8 消防教育

1 消防大学校	59
2 北海道消防学校	60
(1) 教育訓練の基本方針	61
(2) 消防学校の修了者	63
3 札幌市消防学校	64
(1) 研修の重点項目	64
(2) 消防職員に対する教育	64
(3) 消防団員に対する教育	66
(4) 救急救命士養成所	66
(5) 消防学校の修了者	66
4 特別教育	68
(1) 現地教育訓練	68
(2) 北海道消防操法訓練大会	69
5 消防関係団体の行う教育・研修	69
(1) 全国消防長会北海道支部	69

(2) (一財) 全国消防協会北海道地区支部	70
(3) 公益財団法人北海道消防協会	70

第9 消 防 財 政

1 市町村の消防費	71
(1) 消防費の決算状況	71
(2) 消防費の性質別内訳	71
2 市町村消防費の財源	71
(1) 一般財源	71
(2) 特定財源	72
3 その他	73
(1) 交通安全対策特別交付金	73
(2) 入湯税	73
(3) 航空機燃料譲与税	73
(4) 電源立地促進対策交付金	74
(5) 石油貯蔵施設立地対策等交付金	74
(6) 防衛施設周辺整備事業補助金	74
附表1 消防本部・署（支署を除く）の設置状況一覧	75

第1 火災の実態

1 火災の概況

令和3年の出火件数は、1,728件で、前年に比べ38件(2.2%)減少した。火災による死者は72人で前年に比べ11人減少、負傷者は233人で13人減少している。

火災による1日当たりの損害は、出火件数4.7件、損害額は9,257千円、り災世帯数2.0世帯などとなり、死者は5日に1人、負傷者は約1.7日に1人の割合で発生したことになる。

1-1表 令和2年の火災発生状況

区 分	令和3年 (A)	令和2年 (B)	増減数 (A-B=C)	増減率 (C/B×100%)
出火件数	1,728	1,766	△ 38	△ 2.2
建物	973	1,008	△ 35	△ 3.5
林野	36	47	△ 11	△ 23.4
車両	265	287	△ 22	△ 7.7
船舶	4	5	△ 1	△ 20.0
航空機	0	0	0	-
その他	450	419	31	7.4
焼損棟数	1,726	1,293	433	33.5
建物焼損床面積	59,103	55,324	3,779	6.8
建物焼損表面積	6,462	6,462	0	0.0
林野焼損面積	5,172	9,842	△ 4,670	△ 47.4
死者数	72	83	△ 11	△ 13.3
負傷者数	233	246	△ 13	△ 5.3
り災世帯数	746	830	△ 84	△ 10.1
り災人員	1,463	1,719	△ 256	△ 14.9
損害額	3,378,778	2,919,231	459,547	15.7

(注)△は、令和2年に比べ減少したものを示す

1-2表 火災による1日当たりの損害

区 分	令和3年	令和2年
出火件数	4.7	4.8
損害額	9,257	7,998
焼損棟数	4.7	3.5
建物焼損床面積	161.9	151.6
建物焼損表面積	17.7	17.7
林野焼損面積	14.2	27.0
り災世帯数	2.0	2.3
り災人員	4.0	4.7
死者数	0.2	0.2
負傷者数	0.6	0.7

北海道と全国の火災状況

令和3年の北海道と全国の火災状況は1-3表のとおりである。

1-3表 令和3年北海道と全国の火災状況

区 分	単 位	北 海 道	全 国	比 率 (北海道÷全国(%))
火 災 件 数	件	1,728	35,222	4.9
建 物	件	973	19,549	5.0
林 野	件	36	1,227	2.9
車 両	件	265	3,512	7.5
船 舶	件	4	63	6.3
航 空 機	件	0	0	
そ の 他	件	450	10,871	4.1
焼 損 棟 数	棟	1,726	28,448	6.1
り 災 世 帯 数	世帯	746	17,844	4.2
り 災 人 員	人	1,463	38,196	3.8
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	59,103	992,353	6.0
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	6,462	120,480	5.4
林 野 焼 損 面 積	a	5,172	78,947	6.6
損 害 額	千円	3,378,778	104,212,628	3.2
建 物	千円	3,046,061	97,986,697	3.1
林 野	千円	5,780	176,415	3.28
車 両	千円	187,109	2,607,262	7.2
船 舶	千円	57,480	687,155	8.4
航 空 機	千円	0	0	
そ の 他	千円	59,355	2,436,871	2.4
爆 発	千円	22,993	318,228	7.2
死 者	人	72	1,417	5.1
負 傷 者	人	233	5,433	4.3
全 火 災 1 日 あた り				
火 災 件 数	件	4.7	96.5	
焼 損 棟 数	棟	4.7	77.9	
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	161.9	2,718.8	
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	17.7	330.1	
林 野 焼 損 面 積	a	14.2	216.3	
建 物 火 災 1 件 あた り				
焼 損 棟 数	棟	1.8	1.5	
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	60.7	50.8	
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	6.6	6.2	
建 物 損 害 額	千円	3,131	5,012	
林 野 火 災 1 件 あた り				
林 野 焼 損 面 積	a	143.7	64.3	
林 野 損 害 額	千円	160.6	143.8	

2 出火件数

火災種別ごとの構成割合は1-4表のとおりであり、依然として建物火災の全体に占める割合は大きい。

火災種別ごとの出火件数の推移については1-5表のとおりであり、平成21年を基準として減少傾向にある。

1-4表 火災種別の構成割合 (単位:%)

区 部	令 和 3 年		令 和 2 年
	北 海 道	全 国	北 海 道
建 物 火 災	56.3	55.5	57.1
林 野 火 災	2.2	3.5	2.8
車 両 火 災	15.3	10.0	16.3
船 舶 火 災	0.2	0.2	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0	0.0
そ の 他 火 災	26.0	30.9	23.7
計	100.0	100.0	100.2

1-5表 火災種別出火件数の推移 (平成21年=100)

年	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数
21	1,406	100	50	100	440	100	13	100	0	0	436	100
22	1,338	95	18	36	418	95	8	62	0	0	343	79
23	1,353	96	10	20	384	87	8	62	1	0	396	91
24	1,247	89	16	32	327	74	7	54	0	0	319	73
25	1,209	86	15	30	358	81	8	62	0	0	301	69
26	1,165	83	41	82	375	85	6	46	0	0	496	114
27	1,147	82	40	80	375	85	8	62	1	0	338	78
28	1,128	80	33	66	359	82	3	23	0	0	325	75
29	1,046	74	20	40	307	70	5	38	0	0	314	72
30	1,062	76	31	62	270	61	3	23	0	0	319	73
令和元年	1,128	80	33	66	272	62	6	46	0	0	453	104
2	1,008	72	47	94	287	65	5	38	0	0	419	96
3	973	69	36	72	265	60	4	31	0	0	450	103

(1) 月別の火災状況

令和3年の月別出火件数は1-6表のとおりである。4月に火災が最も多く発生している。

1-6表 令和3年月別出火件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	130	105	127	254	136	160	175	160	147	98	129	107	1,728
割合	7.5%	6.1%	7.3%	14.7%	7.9%	9.3%	10.1%	9.3%	8.5%	5.7%	7.5%	6.2%	100.0%

(2) (総合)振興局・市別の火災発生状況

令和3年の人口1万人当たりの出火率をみると(1-7表)、全道平均3.3となっている。
市別と町村別にみると、市2.5に対して町村は6.9となっており町村のほうが高くなっている。

1-7表 令和3年(総合)振興局・市別火災状況(令和2年国調・人口1万人当たり)

(総合)振興局別	出火件数	出火率	市別	出火件数	出火率	市別	出火件数	出火率
石狩	14	7.4	札幌市	383	1.9	士別市	9	5.0
渡島	28	3.3	函館市	50	2.0	名寄市	11	4.0
檜山	7	2.1	小樽市	40	3.6	三笠市	3	3.7
後志	47	5.4	旭川市	85	2.6	根室市	10	4.1
空知	38	5.8	室蘭市	23	2.8	千歳市	26	2.7
上川	80	9.3	釧路市	41	2.5	滝川市	5	1.3
留萌	24	10.5	帯広市	44	2.6	砂川市	4	2.4
宗谷	18	6.9	北見市	56	4.8	歌志内市	1	3.3
オホーツク	76	7.4	夕張市	4	5.5	深川市	16	8.0
胆振	41	8.1	岩見沢市	27	3.4	富良野市	9	4.3
日高	46	7.3	網走市	13	3.6	登別市	20	4.3
十勝	136	8.2	留萌市	3	1.5	恵庭市	31	4.4
釧路	51	8.9	苫小牧市	55	3.2	伊達市	4	1.2
根室	23	4.9	稚内市	3	0.9	北広島市	16	2.8
			美唄市	9	4.4	石狩市	39	6.9
			芦別市	8	6.4	北斗市	15	3.4
			江別市	25	2.1	市計	1,099	2.5
(総合)振興局(町村)計	629	6.9	赤平市	2	2.1	合計	1,728	3.3
			紋別市	9	4.2			

3 火災による死傷者の状況

過去10年間の火災による死傷者は1-8表のとおりであり、令和3年の死者は前年に比べ11名減少72名となっている。また、負傷者は、前年に比べ13名減少233名となっている。

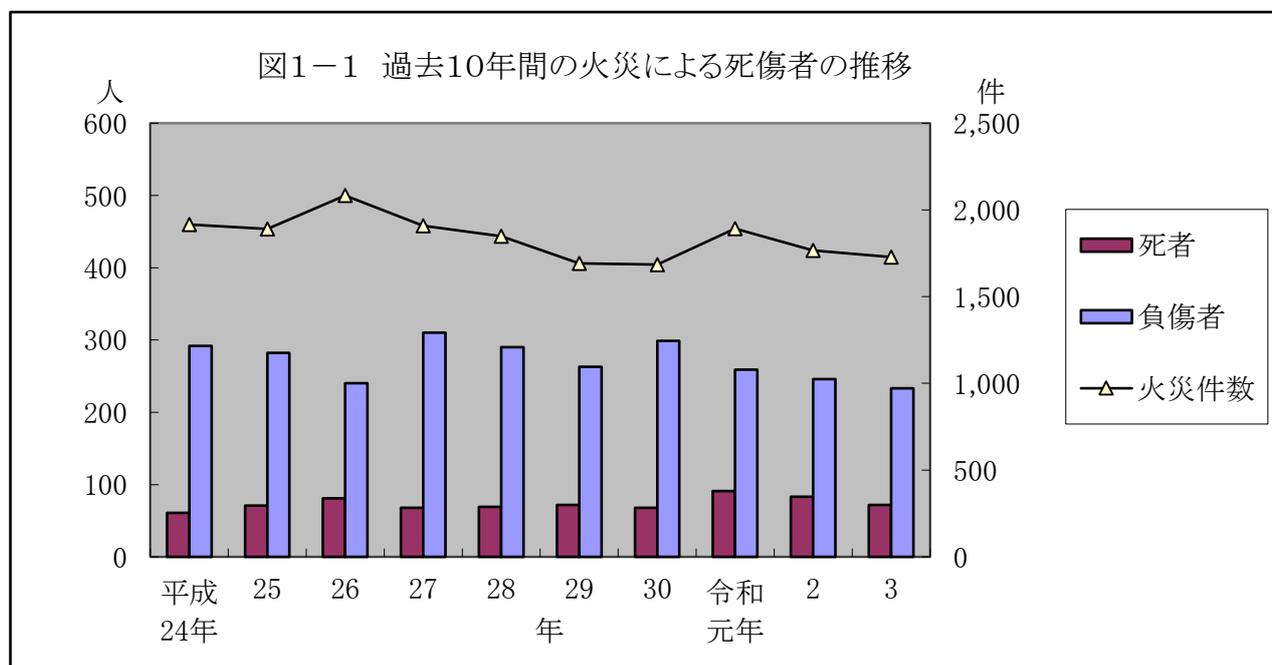
過去5年間の死者を伴った火災件数の比率は1-9表のとおりであり、令和3年は72件で、出火件数の約4%となっている。

1-8表 過去10年間の火災による死傷者の推移(平成24年=100)

区分	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
死者(人)	61	71	81	68	69	72	68	91	83	72
指数(%)	100	116	133	111	113	118	111	149	136	118
負傷者(人)	292	282	240	310	290	263	299	259	246	233
指数(%)	100	97	82	106	99	90	102	89	84	80

1-9表 過去5年間の出火件数と死者を伴った火災件数の比率

年	出火件数 (A)	死者を伴った火災件数 (B)	比 率 B/A×100
平成29年	1,692	63	3.72
30年	1,685	53	3.15
令和元年	1,892	84	4.44
2年	1,766	78	4.42
3年	1,728	72	4.17



(1) 火災種別ごとの死者

火災種別ごとの死者は1-10表のとおりであり、令和3年の死者は、前年に比べ減少しており、全体で11名減少している。

また、放火自殺者については10名と前年と同数になっている。

自殺による死者を除いた割合では、建物火災による死者が全体の約9割(88.9%)を占めている。

1-10表 火災種別ごとの死者の割合

火災種別	令和3年			令和2年		
	死者 (内自殺)	割合	死者 (内自殺)	割合		
建物火災	64 (8)	88.9%	74 (6)	89.2%		
林野火災	0		0			
車両火災	3 (1)	4.2%	5 (2)	6.0%		
船舶火災	0		0			
航空機火災	0		0			
その他火災	5 (1)	6.9%	4 (2)	4.8%		
計	72 (10)	100.0%	83 (10)	100.0%		

(2) 月別の死者

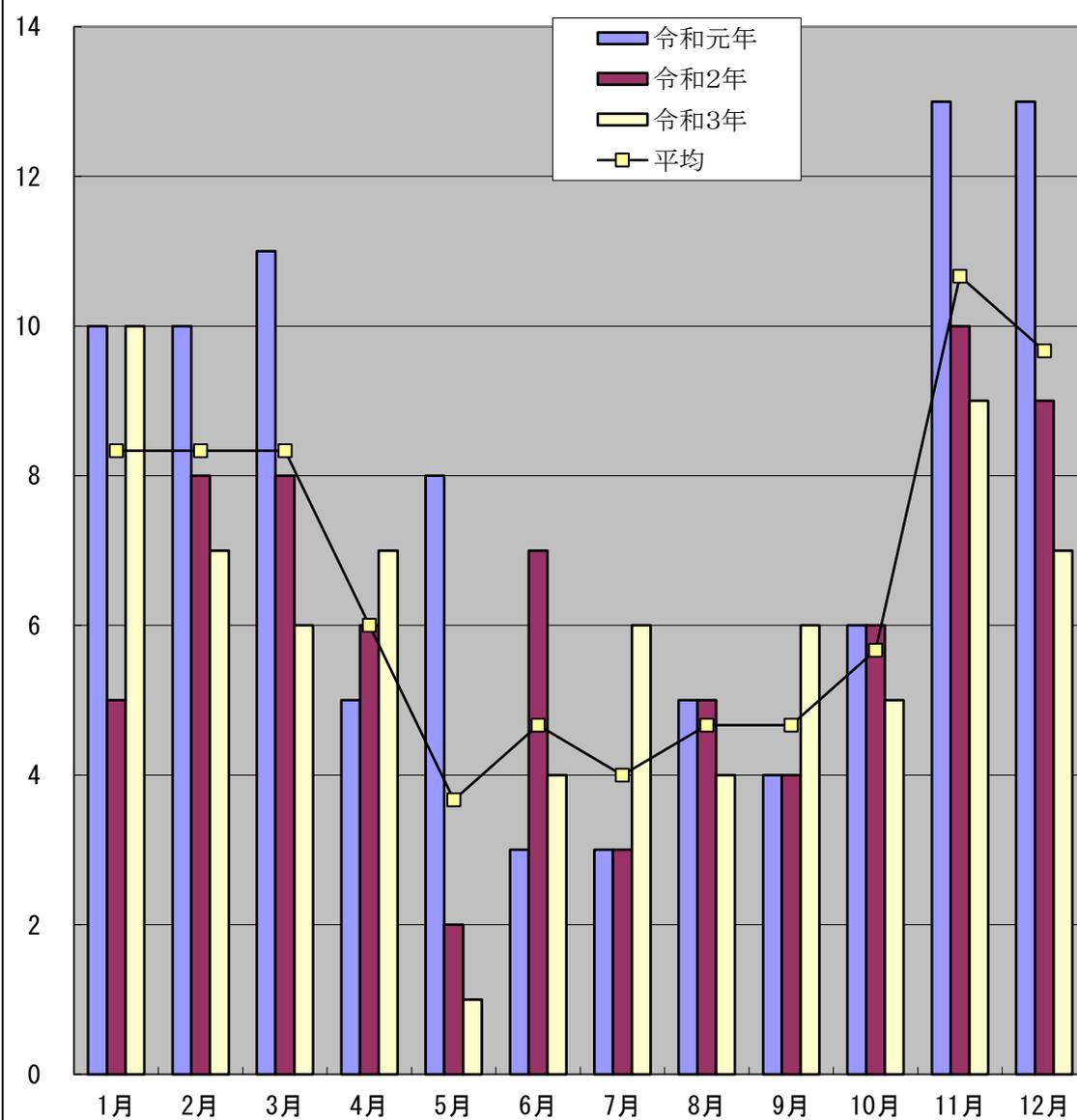
令和3年の月別死者数は1-11表のとおりであり、1月が最も多くなっている。

自殺者を除く過去3年間の月別死者数をみると(1-2図)、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけて死者が多発している。

1-11表 令和3年月別死者数

区分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
死者	72	10	7	6	7	1	4	6	4	6	5	9	7
(内自殺)	(13)	(3)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(0)	(1)	(0)
割合(%)	100.0	13.9	9.7	8.3	9.7	1.4	5.6	8.3	5.6	8.3	6.9	12.5	9.7

1-2図 過去3年間の月別死者数比較（自殺者除く）



年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和元年	10	10	11	5	8	3	3	5	4	6	13	13
令和2年	5	8	8	6	2	7	3	5	4	6	10	9
令和3年	10	7	6	7	1	4	6	4	6	5	9	7
平均	8.3	8.3	8.3	6.0	3.7	4.7	4.0	4.7	4.7	5.7	10.7	9.7

(3) (総合)振興局・市別の死者

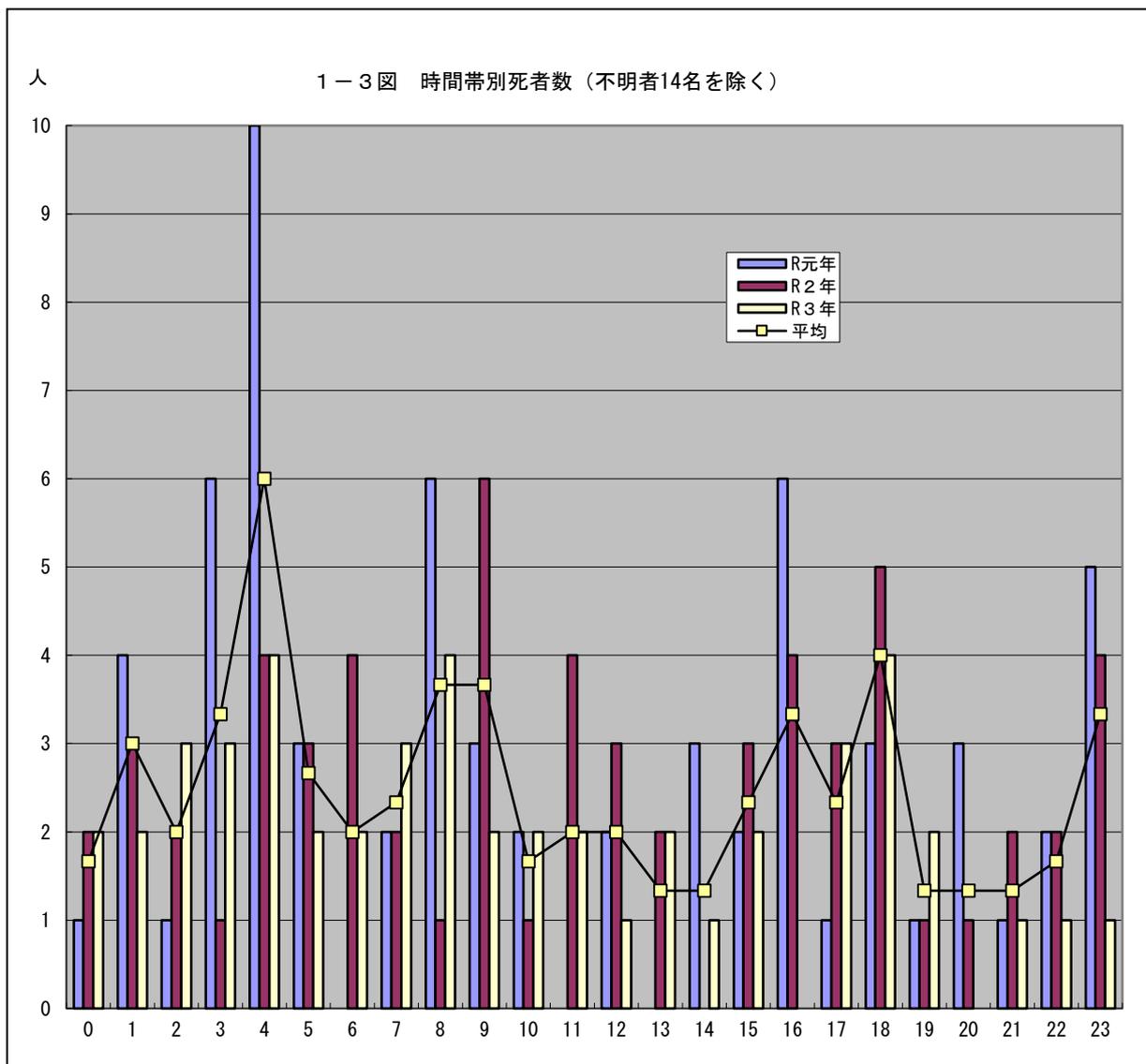
人口10万人当たりの死者の発生割合(1-12表)をみると、全道で1.5人となっている。
市別と町村別にみると、市1.5に対して町村は2.2となっており町村のほうが高くなっている。

1-12表 令和3年(総合)振興局・市別死者の状況(令和2年国調・人口10万人当たり)

(総合)振興局別	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合	市 別	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合	市 別	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合
石狩	0	0.0	札幌市	23	1.2	士別市	2	11.2
渡島	2	2.4	函館市	2	0.8	名寄市	2	7.3
檜山	0	0.0	小樽市	2	1.8	三笠市	0	0.0
後志	2	2.3	旭川市	4	1.2	根室市	0	0.0
空知	1	1.5	室蘭市	0	0.0	千歳市	1	1.0
上川	5	5.8	釧路市	0	0.0	滝川市	2	5.1
留萌	0	0.0	帯広市	3	1.8	砂川市	0	0.0
宗谷	1	3.8	北見市	3	2.6	歌志内市	0	0.0
オホーツク	2	1.9	夕張市	1	13.6	深川市	3	15.0
胆振	0	0.0	岩見沢市	2	2.5	富良野市	0	0.0
日高	1	1.6	網走市	0	0.0	登別市	2	4.3
十勝	5	3.0	留萌市	0	0.0	恵庭市	0	0.0
釧路	0	0.0	苫小牧市	2	1.2	伊達市	0	0.0
根室	1	2.1	稚内市	0	0.0	北広島市	0	0.0
			美唄市	1	4.9	石狩市	1	1.8
			芦別市	1	8.0	北斗市	0	0.0
(総合)振興局(町村)計	20	2.2	江別市	0	0.0	市 計	57	1.3
			赤平市	0	0.0	合 計	77	1.5
			紋別市	0	0.0			

(4) 時間帯別の死者発生状況(自殺者及び不明者を除く)

火災による死者を時間帯別にみると(1-3図)、令和3年は4時台、8時台及び18時台が4人と多かった。3カ年平均を見ると夜間から明け方にかけて死者の発生が多い。



	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
R元年	1	4	1	6	10	3	0	2	6	3	2	0	2	0	3	2	6	1	3	1	3	1	2	5
R2年	2	3	2	1	4	3	4	2	1	6	1	4	3	2	0	3	4	3	5	1	1	2	2	4
R3年	2	2	3	3	4	2	2	3	4	2	2	2	1	2	1	2	0	3	4	2	0	1	1	1
平均	1.7	3.0	2.0	3.3	6.0	2.7	2.0	2.3	3.7	3.7	1.7	2.0	2.0	1.3	1.3	2.3	3.3	2.3	4.0	1.3	1.3	1.3	1.7	3.3

(5) 原因別の死者発生の状況

死者を原因別にみると、1-13表のとおりであり、一酸化炭素中毒・窒息が最も多く、次いで、その他・不明、自殺、火傷による死者となっている。

1-13表 令和3年原因死者発生状況

区分	計	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	自殺	その他・不明
死者数	72	28	8	13	23
比率	100.0%	38.9%	11.1%	18.1%	31.9%

(6) 年代別・性別の死者発生の状況

年代別・性別の死者の発生状況は1-14表のとおりであり、年代別では、65歳以上の高齢者が49名で全体の過半数を占めている。

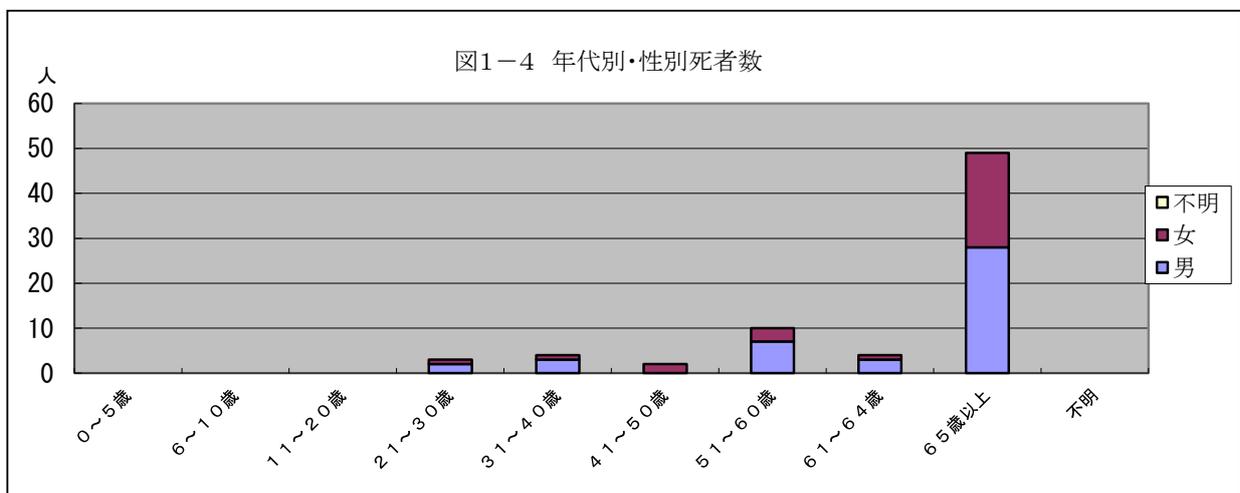
男女別では男性が43名(59.7%)で、女性が29名(40.3%)であり、男性が多くなっている。

自殺者をみると、年代別では65歳以上が5人と最も多く、男女別では男性が10人(76.9%)で女性が3人(23.1%)となっており、男性の割合が高い。

1-14表 令和3年年代別・性別死者数

性別	年代別									不明	合計
	0～5歳	6～10歳	11～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～64歳	65歳以上		
男 (自殺)				2	3 (2)		7 (3)	3 (1)	28 (4)		43 (10)
女 (自殺)				1 (1)	1	2	3 (1)	1	21 (1)		29 (3)
不明 (自殺)											
計 (自殺)				3 (1)	4 (2)	2	10 (4)	4 (1)	49 (5)		72 (13)

(注) 自殺者は内数



4 出火原因

(1) 原因別出火件数

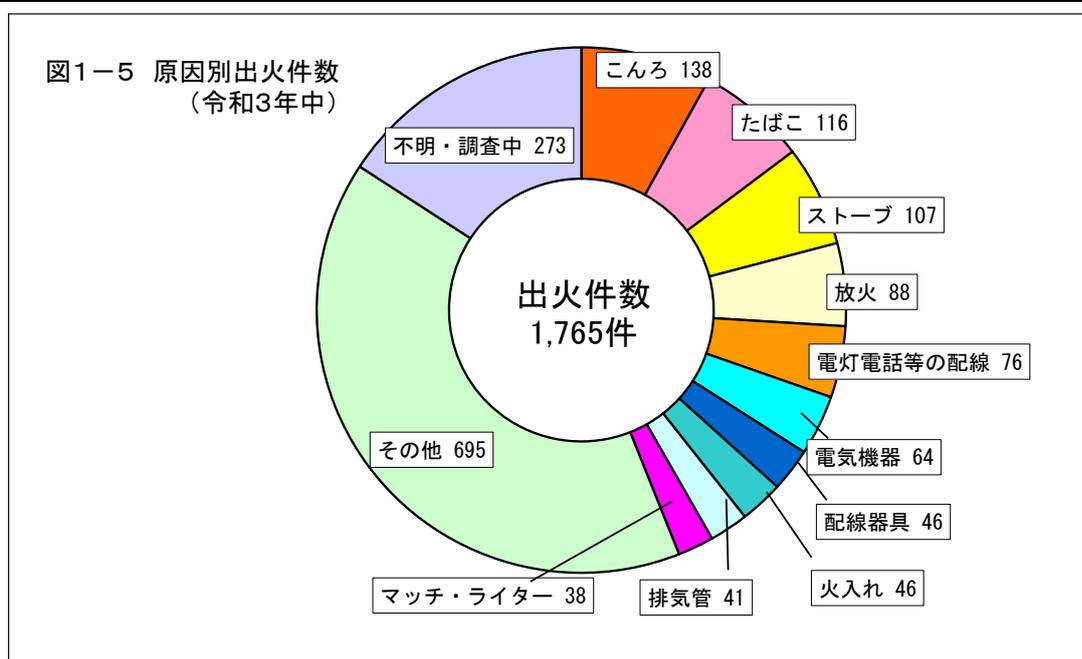
令和3年中における原因別出火件数は1-15表のとおりであり、「こんろ」が138件で最も多く、次いで「たばこ」116件、「ストーブ」107件となっている。

(2) 過去10年間の主な出火原因の推移

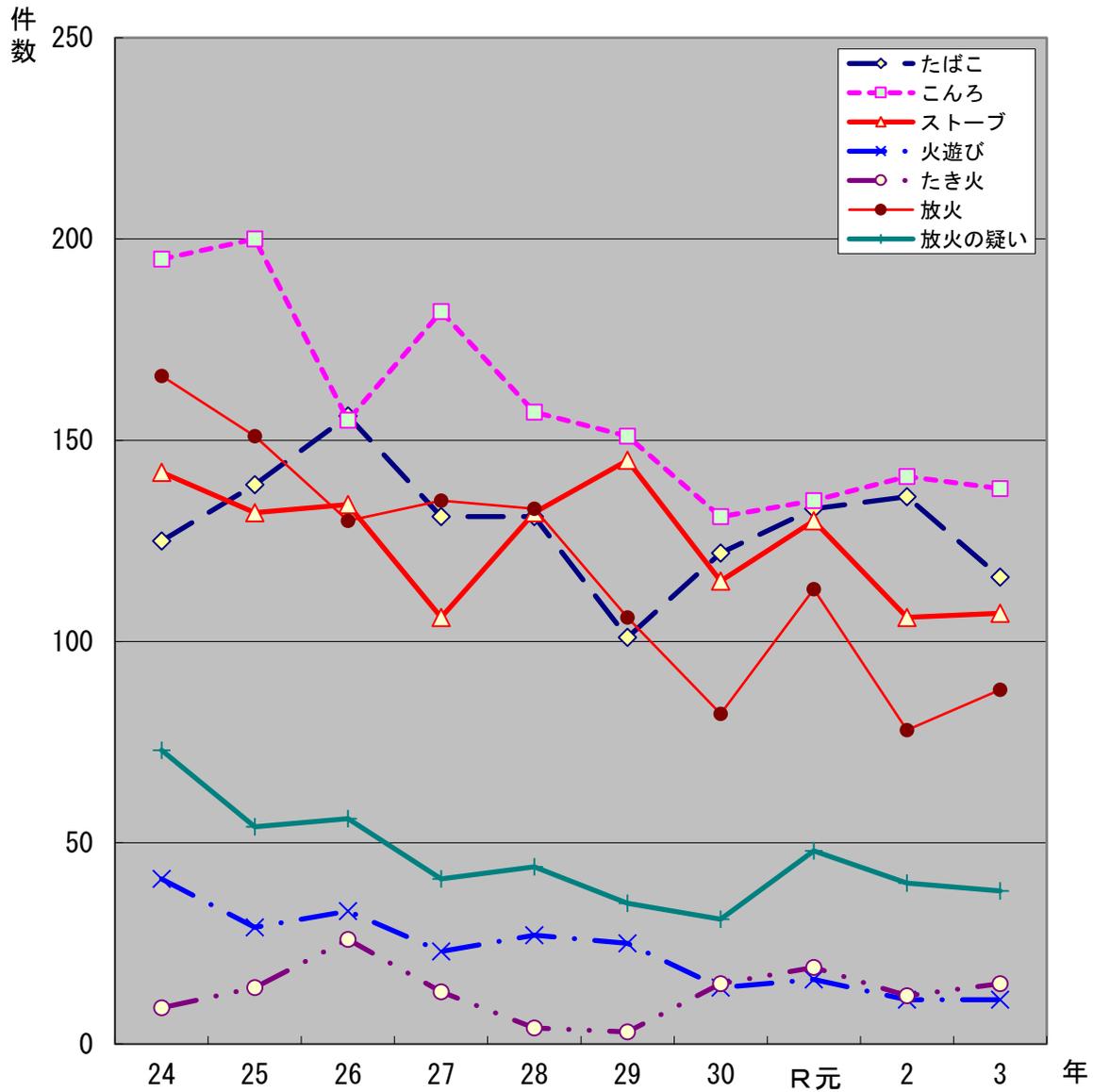
過去10年間の主な出火原因は1-6図のとおりで、「こんろ」を原因とする火災がここ10年間で3番目に低い数字となっている。

1-15表 原因別出火件数

順位	令和3年原因別	件数(件)	構成比(%)	順位	令和2年原因別	件数(件)	構成比(%)
1	こんろ	138	8.0	1	こんろ	141	8.0
2	たばこ	116	6.7	2	たばこ	136	7.7
3	ストーブ	107	6.2	3	ストーブ	106	6.0
4	放火	88	5.1	4	電灯電話等の配線	78	4.4
5	電灯電話等の配線	76	4.4	5	放火	78	4.4
6	電気機器	64	3.7	6	排気管	62	3.5
7	配線器具	46	2.7	7	電気機器	54	3.1
8	火入れ	46	2.7	8	火入れ	44	2.5
9	排気管	41	2.4	9	配線器具	41	2.3
10	マッチ・ライター	38	2.2	10	放火の疑い	40	2.3
	その他	695	40.2		その他	680	38.5
	不明・調査中	273	15.8		不明・調査中	306	17.3
	計	1,728	100.0		計	1,766	100.0



1-6図 過去10年間の出火原因の推移



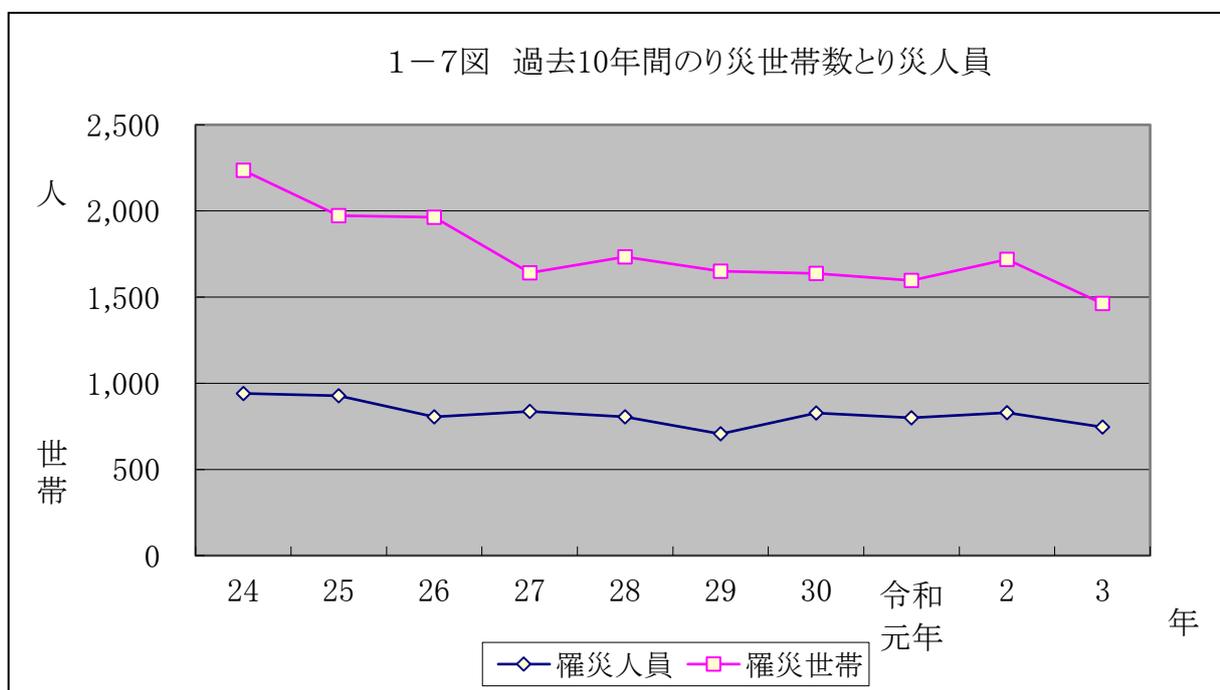
	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
こんろ	195	200	155	182	157	151	131	135	141	138
たばこ	125	139	156	131	131	101	122	133	136	116
ストーブ	142	132	134	106	132	145	115	130	106	107
火遊び	41	29	33	23	27	25	14	16	11	11
たき火	9	14	26	13	4	3	15	19	12	15
放火	166	151	130	135	133	106	82	113	78	88
放火の疑い	73	54	56	41	44	35	31	48	40	38

5 り災世帯とり災人員

過去10年間のり災世帯及びり災人員の推移は1-16表のとおりである。

1-16表 過去10年間の罹災世帯数と罹災人員(平成24年=100)

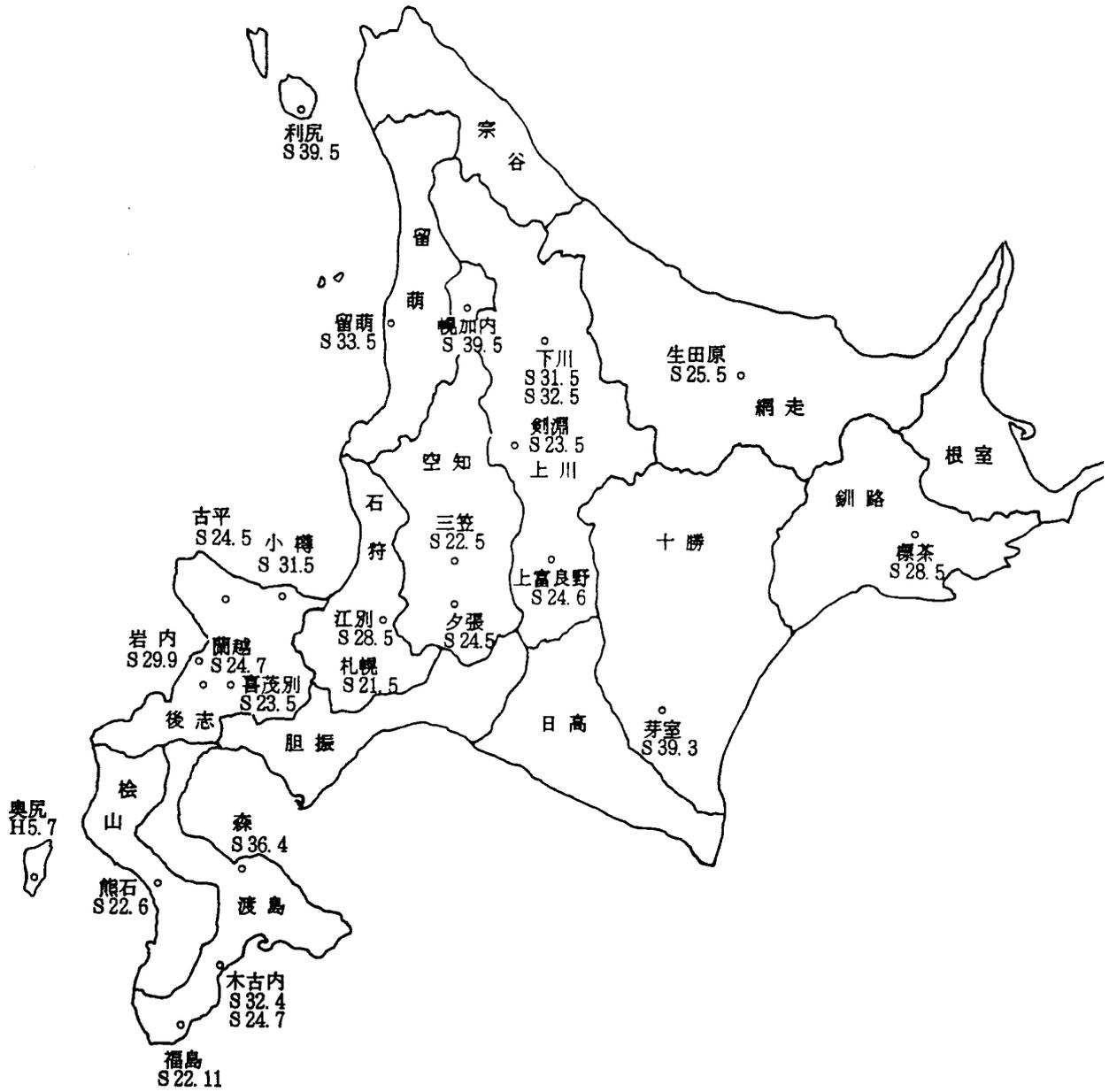
年 別	罹 災 世 帯		罹 災 人 員	
	世 帯 数	指 数	人 数	指 数
平成24年	941	100.0%	2,236	100.0%
25	928	98.6%	1,973	88.2%
26	805	85.5%	1,964	87.8%
27	837	88.9%	1,642	73.4%
28	805	85.5%	1,734	77.5%
29	706	75.0%	1,650	73.8%
30	827	87.9%	1,638	73.3%
令和元年	799	84.9%	1,597	71.4%
2	830	88.2%	1,719	76.9%
3	746	79.3%	1,463	65.4%



6 大火の記録

昭和21年以降の100棟以上を消失した、いわゆる大火の分布は1-8図のとおりである。

1-8図 昭和21年以降の大火分布図



第 2 火 災 予 防

近年、消防法及び建築基準法の逐次改正により、建築物における防火管理体制の強化、消防用設備等の充実、防火区画の整備、内装の制限等、防火、不燃化が促進されている。

しかしながら、本道における建築物は、長く厳しい冬をより快適に過ごすため屋内の気密性を高めており、火災発生時には一酸化炭素を多量に含んだ煙が発生し滞留すること、また、各家庭にあつては灯油及びプロパンガス等が使用されていることなどから、火災の様子は複雑になってきており、火災の発生及び焼死事故の潜在的危険性は一段と強まっている。

このような情勢に対処するため、道は、各消防関係機関と密接な連携を図り、各種火災予防運動の推進、民間防火組織の育成、予防査察の強化、実効ある防火管理体制の確立、消防用設備等の設置促進、消防設備士の育成等に努め、消防法の目的である火災から人命、財産を保護するために予防行政を積極的に推進している。

1 火災予防運動の推進

火災の発生原因のほとんどは失火である現状から、住民一人ひとりが火気に対する取扱いを身につけるとともに、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させること目的として、春・秋の火災予防運動においては家庭における防火対策、避難対策を強調して、住民の防火意識の啓発に努めている。

(1) 春季及び秋季の火災予防運動

春の乾燥期及び秋の暖房器具の取り付け期に、それぞれ全道火災予防運動を次のとおり実施した。

ア 春の全道火災予防運動

(ア) 期 間 令和3年4月20日から令和3年4月30日までの11日間

(イ) 統一標語 『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

(ウ) 重点目標

- a 住宅防火対策の推進
- b 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- c 放火火災防止対策の推進
- d 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- e 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- f 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- g 林野火災予防対策の推進

イ 秋の全道火災予防運動

(ア) 期 間 令和3年10月15日から令和3年10月31日までの17日間

(イ) 統一標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』

(ウ) 重点目標

- a 住宅防火対策の推進
- b 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- c 放火火災防止対策の推進
- d 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- e 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- f 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

道及び公益財団法人北海道消防協会では、秋の全道火災予防運動の一環として、全国消防長会北海道支部及び北海道少年婦人（女性）防火協議会の後援により、全道の小学校高学年及び中学生を対象とした『北海道「防火・防災」作品コンクール』を実施し、作文83編、ポスター114作品の応募があり、16件（名）を実施機関及び後援機関の長から表彰した。

(2) その他の火災予防運動

火災予防運動と合わせて、「建築物防災週間（春）」、「建築物防災週間（秋）」を実施したほか「文化財防火デー」の運動を展開した。

2 民間防火組織の育成

自治体消防体制の整備が図られ近代的な装備を有しても、火災や焼死事故の発生防止は困難であり、火災予防を進める上で住民の協力が不可欠である。特に、家庭で火を扱う主婦等を対象とした婦人防火クラブや幼少から火を大切にすることを身につけさせるための幼年・少年による消防クラブの結成は、火災予防に大きな役割を果たすことが期待される。このことから、消防関係機関では、財団法人日本防火協会、北海道少年婦人（女性）防火協議会等の後援のもとに婦人防火クラブ及び幼年・少年消防クラブの育成を積極的に推進しており、組織の設置状況は2-1表のとおりである。

婦人防火クラブは、その組織を活用して家庭の防火診断、燃焼器具等の正しい扱い方の普及、焼死者防止の啓発、消火器具の準備及び消火訓練等の活動を基盤として地域住民の連帯感を強め、火災予防の推進に寄与している。

少年消防クラブは、視聴覚教育、実地見学、研究発表、火災予防運動への参加等を通じて、火災予防に関する知識を身につけるとともに、火遊び等の危険な行為を防止し、家庭や学校における火災予防思想の普及向上に努めている。

幼年消防クラブは、幼年の頃から火に対する正しいしつけを身につけさせ、学校・幼稚園及び家庭からの火災の減少を図るとともに、将来人命を尊重し、財産の保全を図る社会人としての素地を養成することを目的とした消防研修を行うことに努めている。

また、これらのクラブの育成指導と、火災予防思想を普及推進する北海道少年婦人（女性）防火協議会が、全国にさががけて昭和54年11月25日に設立された。

さらに、昭和63年11月2日には、婦人防火クラブ員のみを構成員とした北海道婦人防火クラブ連絡協議会も設立され、これらの協議会の事務局は、公益財団法人北海道消防協会内に置かれ、道及び市町村との協力のもとに事業が進められている。

2-1表 民間防火組織設置状況

(各年4月1日現在)

種 別		年						
		27	28	29	30	R1	2	3
少年消防クラブ	クラブ数	182	179	184	179	177	165	163
	人 員	4,766	4,714	4,770	4,456	4,447	4,029	3,667
婦人防火クラブ	クラブ数	392	371	375	353	340	321	317
	人 員	22,003	19,328	18,624	17,313	16,680	15,638	15,880
幼年消防クラブ	クラブ数	571	564	576	592	598	594	594
	人 員	43,356	43,368	45,314	44,561	44,396	43,349	41,906
計	クラブ数	1,145	1,114	1,135	1,124	1,115	1,080	1,074
	人 員	70,125	67,410	68,708	66,330	65,523	63,016	61,453

3 共同査察の実施

火災が発生した場合に大惨事につながる恐れのある防火対象物における防火対策の徹底を図るため、昭和41年6月27日北海道防災会議において策定された「防火対策推進要領」に基づき、防災会議構成機関のうち、防火対象物の防火に関して権限を有する国及び北海道、北海道警察、北海道教育委員会などのほか、指導的立場にある市町村(一部事務組合)消防機関の長の組織、消防関係団体及び電気事業者等の諸機関によって実施計画が策定されるとともに、これらの機関が連携し、各消防機関の協力を得て共同査察対象物の防火診断を行い、不備、不適又は法令違反事項の改善指導を行っているところである。

共同査察対象物の選定は、我が国における最近の人命損傷を伴った火災の動向を勘案するとともに、道内外における重大な火災発生事例を考慮した重点査察対象物を定め、これにより「各総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会」において実施されている。

その実施状況は2-2表のとおりである。なお、平成26年度以降については実施されていない。

2-2表 共同査察の実施状況

用途別	年度別								
	S41~H18	19	20	21	22	23	24	25	計
宿泊施設	1,998	13	3	11	12	6	18	8	2,069
福祉施設	612	24	34	32	36	36	25	36	835
教育施設	196	0	0	0	2	0	0	0	198
医療施設	517	7	10	7	4	6	1	7	559
その他施設	978	25	25	14	16	11	10	9	1,088
計	4,301	69	72	64	70	59	54	60	4,749

注) その他施設は店舗、飲食店、集会所、複合用途ビル等である。

4 防火管理体制の確立

防火対象物のうち、30人以上の人員を収容する不特定多数の者が出入りするもの(特定防火対象物)と50人以上を収容する特定防火対象物以外のものにあつては、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備などの防火管理業務を行わせ、防火対象物の安全確保を図ることとしているが、このためには防火管理者の下に組織された自衛消防組織の活動が重要であり、これによる防火管理体制の適否が火災の際の被害の程度に大きく影響することから、各事業所では従業員に対する防火教育を徹底する必要があるため、各消防機関では火災予防運動や防火査察の機会をとらえて指導を強化しているところである。

なお、昭和61年12月の消防法施行令の一部改正により、防火対象物は甲種と乙種に区分され、特定防火対象物にあつては300平方メートル以上、特定外の防火対象物にあつては500平方メートル以上のものについて甲種防火管理者を選任し、これ以外のものにあつては甲種又は乙種防火管理者を選任することとされた。

令和4年3月31日現在の特定防火対象物における防火管理者の選任状況は、2-3表のとおりであり、防火管理者を必要とする甲種防火対象物23,717及び乙種防火対象物5,130に対して、防火管理者を選任している対象物は、甲種が22,088施設で93.1%、乙種は4,484施設で87.4%となっており、全ての防火対象物において防火管理者が選任されるよう指導を強化する必要がある。

2-3表 防火管理者を必要とする不特定多数の者が出入りする防火対象物の状況 (令和4年3月31日現在)

種別	用途区分	合計	(一)		(二)			(三)		(四)	(五)		(六)			(九)	(十)	(十六) の二	
			イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		イ
			劇場・映画館等	公会堂・集会場	ナキヤトバクレール等	遊技場・ダンスホール	特殊風俗営業店舗等	備・カラオケボックスその他	待合・料理店等	飲食店	百貨店・マーケット等	旅館・ホテル等	病院・診療所等	老人短期入所施設等	老人デイサービスセンター	幼稚園・特別支援学校等	蒸気浴場等	複合用途特定防火対象物	地下街
甲類	対象物数	23,717	123	2,071	3	413	11	57	9	1,879	3,515	1,675	1,055	2,284	2,176	381	19	8,043	3
	防火管理者選任数	22,088	120	2,006	3	404	11	56	9	1,728	3,346	1,613	1,018	2,230	2,105	376	17	7,045	1
	選任率(%)	93.1	97.6	96.9	100.0	97.8	100.0	98.2	100.0	92.0	95.2	96.3	96.5	97.6	96.7	98.7	89.5	87.6	33.3
乙類	対象物数	5,130	28	1,270	7	21	1	10	2	1,719	979	96	26	/	235	4	4	728	/
	防火管理者選任数	4,484	26	1,169	7	20	1	10	2	1,501	826	93	16	/	213	3	4	593	/
	選任率(%)	87.4	92.9	92.0	100.0	95.2	100.0	100.0	100.0	87.3	84.4	96.9	61.5	/	90.6	75.0	100.0	81.5	/

防火管理者は、その責務の重要性を認識し、常に研さん努力を重ね、社会的信頼にこたえる必要があるため、防火管理者の資格付与のための「普通講習」、防火管理者に選任されている者に対し高度な知識を習得させるための「上級講習」、また、防火管理者のための「特別講習」を実施しており、その状況は2-4表のとおりである。

また、各地域ごとに防火管理者連絡協議会を設置し、防火に関する研究討議、防火管理の徹底、防火思想の普及等に努めており、その組織状況は2-5表のとおりである。

2-4表 防火管理者講習の状況

年度	区分	普通講習（資格付与）		甲種再講習 再講習 累計	特別講習	備考
		甲種	乙種			
S35～H21		254,383	2,934	4,503	2,203	上級講習は再講習制度設立により平成17.3.30で廃止
22		4,784	55	762		
23		4,562	72	850		
24		4,801	74	684		
25		4,611	56	633		
26		4,719	87	577		
27		4,513	58	577		
28		4,494	57	768		
29		4,099	79	698		
30		4,665	69	703		
R1		4,359	160	588		
2		1,278	31	365		
3		1,171	63	403		
計		302,439	3,795	12,111	2,203	

2-5表 防火管理者連絡協議会等設置状況

(令和3年3月31日現在)

(総合) 振興局名	消防本部数		協議会等組織状況		消防本部(局)名・組織団体名	会員数	
	市町村	組合	本部数	組織数			
空知	4	5	6	12	三笠市消防本部	・三笠市防火管理安全協会	97
					歌志内市消防本部	・歌志内市防火安全協会	64
					滝川地区広域消防事務組合消防本部	・滝川地区防火安全協会	167
						・芦別市防火安全協会	83
						・赤平市防火安全協会	163
					深川地区消防組合消防本部	・深川市防火管理者連絡協議会	150
	・妹背牛町防火管理協会	26					
	・秩父別町防火管理協会	42					
	・北竜町防火管理協会	66					
	・沼田町防火管理協会	65					
	・砂川地区広域消防組合消防本部	・砂川地区防火安全協議会	177				
	・南空知消防組合消防本部	・栗山町防火管理者連絡協議会	62				
石狩	5	1	3	3	札幌市消防局	・札幌防火管理者協会	2,290
					江別市消防本部	・江別市防火管理者連絡協議会	158
					石狩北部地区消防事務組合消防本部	・石狩市防火協会	84

後志	1	3	2	4	小樽市消防本部	・小樽消防安全協会防火部	140
					羊蹄山ろく消防組合消防本部	・倶知安町防火管理者連絡協議会 ・留寿都火災予防協会 ・京極防火管理推進協会	112 61 58
胆振	4	2	3	7	室蘭市消防本部	・室蘭市防火管理者協議会	226
					苫小牧市消防本部 西胆振消防組合消防本部	・苫小牧防火管理者連絡協議会 ・伊達市防火管理者連絡協議会 ・洞爺湖町防火協会 ・洞爺防火協会 ・豊浦町防火協会 ・壮瞥町防火協会	183 179 58 14 42 32
日高	—	3	—	—			
渡島	4	2	4	5	函館市消防本部	・函館消防安全協会	421
					森町消防本部 八雲町消防本部 渡島西部広域事務組合消防本部	・森町防火協会 ・八雲町防火管理者協会 ・松前町防火管理協会 ・福島町防火管理協会	54 34 22 40
檜山	—	1	1	1	檜山広域行政組合消防本部	・江差町防火管理者協会	23
上川	1	4	5	6	旭川市消防本部	・旭川市防火管理協会	347
					上川北部消防事務組合消防本部 士別地方消防事務組合消防本部 大雪消防組合消防本部 富良野広域連合消防本部	・上川町層雲峡防火管理者協会 ・名寄市防火管理者協会 ・士別市防火管理協会 ・美瑛町防火管理者協会 ・上中富防火安全協会	23 63 109 62 101
留萌	1	2	2	2	留萌消防組合消防本部	・留萌地区防火管理者連絡協議会	95
					北留萌消防組合消防本部	・北留萌地区防火管理者連絡協議会	73
宗谷	—	3	2	4	稚内地区消防事務組合消防本部	・稚内市防火管理者連絡協議会	104
					利尻礼文消防事務組合消防本部	・豊富町防火管理者連絡協議会 ・利尻町防火管理協会 ・利尻富士町防火管理協会	24 44 69
オホーツク	—	6	6	8	網走地区消防組合消防本部	・網走地区防火管理協議会	113
					北見地区消防組合消防本部 紋別地区消防組合消防本部 遠軽地区広域組合消防本部 美幌/津別広域事務組合消防本部 斜里地区消防組合消防本部	・北見地区防火管理協議会 ・留辺蘂町防火管理者連絡協議会 ・紋別地区防火管理協議会 ・遠軽地区防火管理者連絡協議会 ・美幌町防火管理連絡協議会 ・津別町防火管理者連絡協議会 ・斜里地区防火管理者連絡協議会	347 63 151 269 100 72 132
十勝	—	1	1	9	とから広域消防局	・帯広市防火管理協会 ・清水町防火管理者連絡協議会 ・芽室町防火安全協会 ・新得町防火危険物安全協会 ・音更町防火管理協会 ・本別町防火管理者連絡協議会 ・足寄町防火管理者連絡協議会 ・広尾町防火管理者連絡協議会 ・大樹町防火安全協会	228 73 124 87 93 33 62 64 51
					釧路市消防本部 釧路北部消防事務組合消防本部	・釧路市防火管理者連絡協議会 ・弟子屈防火管理協議会 ・川湯防火管理協議会	300 78 30
根室	1	1	—	—			
計	22	36	37	64			8,977

5 消防用設備等の設置促進

令和4年3月31日現在の防火対象物（消防法施行令別表1の(1)～(19)項に掲げる用途に供されるもので文化財及びアーケードを除き延べ面積150平方メートル以上のもの）の数は219,563であり、前年同時期の216,614に比べ2,949の増となっており、その用途別内訳は2－6表のとおりである。

これらの防火対象物は、消防法第17条第1項の規定により消火設備、警報設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを義務づけられている。

昭和49年以前は法令が制定または改正された時点で現に存する防火対象物（既存防火対象物）については、消防用設備等が改正前の規定に適合していればよいこととされており、原則として増改築等が行われなければ改正後の法令に適合させる必要はなかった。しかし、大阪市の千日ビル、熊本市の大洋デパート等の火災により、多数の焼死者を出す惨事が発生したため、昭和49年6月の消防法の改正で、不特定多数の者が出入りする防火対象物（特定防火対象物）にあっては、既存のものであっても現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないこととされた。

昭和56年には、その前年に発生した静岡市の駅前地下街ガス爆発事故により、消防法施行令の一部改正があり、地下街及び特定防火対象物の地下室で一定規模以上のものにガス漏れ火災警報設備の設置が義務づけられ、昭和59年6月30日までに全ての該当建築物の地下に設置されることとなった。

次いで、昭和63年には、その前年に発生した東京都東村山市の特別養護老人ホーム火災を契機に、消防法施行令が一部改正され、福祉施設等及び病院等の消火設備の設置基準が強化され、中小規模のものにあっても、「スプリンクラー設備」の設置が義務化され、平成2年には尼ヶ崎市の大型物品販売店舗で死傷者を伴う火災が発生したことから、店舗等における「スプリンクラー設備」の設置基準も改正強化され、前者は、平成8年3月31日までに、後者にあつて平成6年11月30日までに現行の技術上の基準に従って設置し、維持しなければならないこととされた。

平成13年9月の新宿歌舞伎町ビル火災を受け平成14年には自動火災報知器の設置基準が強化される等の消防法の改正が行われた。

また、平成18年1月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで深夜火災が発生し、入所者7名が亡くなる惨事を受け平成19年6月、消防法施行令が一部改正されるも、平成21年3月群馬県渋川市老人ホーム火災や、平成22年3月札幌市北区の認知症高齢者グループホーム火災、更には平成25年2月長崎県長崎市での認知症高齢者グループホーム火災と小規模社会福祉施設の惨事を受け、更なる消防法等の改正作業が行われた。

平成27年4月1日から社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令改正が施行された。趣旨としては社会福祉施設の態様の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行例別表第1における用途区分の改正が行われ、また、平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面(防火管理や近隣応援体制など)とハード面(建築構造や通報・消火設備など)の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準も改正がなされた。併せて上記対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、改正が行われた。

2-6表 防火対象物数

(令和4年3月31日現在)

用途区分	(1)		(2)				(3)		(4)	(5)		(6)				(7)	(8)
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		
	劇場・映画館等	公会堂・集会場	キヤートクラブ等	遊技場・ダンスホール	特殊風俗営業店舗等	カラオケボックスその他設備・物品個室店舗	待合・料理店等	飲食店	百貨店・マーケット等	旅館・ホテル等	共同住宅等	病院・診療所等	老人短期入所施設等	老人デイサービスセンター等	幼稚園・特別支援学校等	学校	図書館・美術館等
合計	193	3,458	14	469	11	79	9	4,736	7,274	4,137	87,529	2,696	2,919	4,990	507	3,253	492
	(9)		(10)	(11)	(12)		(13)		(14)	(15)	(16)		(16の2)	(16の3)	(17)	(18)	(19)
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
	蒸気浴場等	一般浴場	停車場・発着場	神社・寺院・教会等	工場・作業所	映レビスタジオ	駐車場・車庫	航空機格納庫	倉庫	事務所その他事業所等	複合用途防火対象物	複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	市町村長の指定する山林
	29	249	190	3,645	17,841	10	3,883	89	18,720	23,527	16,027	12,461	3	1	112	10	0

令和4年3月31日現在の消防用設備等の設置状況は2-7表のとおりであるが、防火対象物に占める違反施設の割合は、屋内消火栓設備1.8%、動力消防ポンプ設備1.6%、漏電火災警報器1.3%、屋外消火栓設備1.3%などとなっており、これらの設備の設置基準は、火災から国民の生命、財産を保護するための最低の基準であることから、今後とも、防火対象物の関係者の理解を深めるとともに、消防用設備等の設置促進を図る必要がある。

2-7表 消防用設備等の設置状況

(令和4年3月31日現在)

区分	設置	スプリンクラー	屋内消火栓設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント	動力消防ポンプ	消防用水	自動火災報知設備	漏電火災警報機	非常警報設備	避難器具	誘導灯	ガス漏れ火災警報
設置	6,050	13,256	3,812	992	401	364	8,532	2,495	1,349	540	81,691	20,090	20,514	20,449	68,083	290	
特例令32条	725	5,509	112	162	33	173	19	3	2,204	60	8,206	128	2,959	647	10,141	8	
特例法17条の2の5等	2	285	37	8	1	19	7	2	58	9	500	0	0	0	0	0	
経過措置	0					0					0						
違反(A)	4	348	23	15	1	0	7	0	58	0	481	257	113	145	315	0	
計(B)	6,781	19,398	3,984	1,177	436	556	8,565	2,500	3,669	609	90,878	20,475	23,586	21,241	78,539	298	
割合(A)/(B)	0.1%	1.8%	0.6%	1.3%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	1.6%	0.0%	0.5%	1.3%	0.5%	0.7%	0.4%	0.0%	

(注) 1 特例令32条とは、火災の発生及び延焼の恐れが著しく少ないと認められるときなどで、法令による設置を免除されるものをいう。
 2 特例法17条の2の5とは、現存建物なので、法令による設置を免除されるものをいう。

6 防災物品の普及

消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、劇場、キャバレー、旅館、病院、社会福祉施設等の防火対象物において使用するカーテン、どん帳、展示用合板等(防災対象物品)については、防災性能を有するものの使用と表示を義務づけられている。これは、防災対象物品に着火した場合に、天井またはその周辺に火勢が急速に拡大し、初期消火が困難となるため、これを防止するための規制である。

また、昭和53年11月1日の消防法施行令の改正により、第一着火物となやすく、かつ、室内の他の可燃物への延焼媒体になりやすい「じゅうたん等」についても新たに防災対象物品に指定され、この制度の充実を期している。

令和4年3月31日現在の防災規制の状況は2-8表のとおりであり、防災対象物品を使用する義務のある防火対象物は47,040である。カーテン等を例にとると、カーテン等を使用している対象物数26,797のうち防災物品を全部使用している対象物数は24,431で適合率は91.2%となっている。火災発生時に起きる延焼拡大を防止するため、いっそうの防災物品普及を図る必要がある。

2-8表 防災規制の状況

(令和4年3月31日現在)

使用状況区分		防火対象物の区分	防火対象物数	カーテン等		じゅうたん等		合板				
				うち防災物品を		うち防災物品を		うち防災物品を				
				全部使用しているもの	適合率	全部使用しているもの	適合率	全部使用しているもの	適合率			
1	イ	劇場・映画館等	205	151	147	97.4%	116	110	94.8%	19	19	100.0%
	ロ	公会堂・集会場	3,319	2,537	2,363	93.1%	2,119	1,884	88.9%	193	174	90.2%
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	12	6	6	100.0%	6	6	100.0%	0	0	
	ロ	遊技場・ダンスホール	454	233	216	92.7%	257	243	94.6%	22	21	95.5%
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	9	9	9	100.0%	9	9	100.0%	0	0	
	ニ	カラオケボックス・個室店舗等	70	41	34	82.9%	30	30	100.0%	2	2	100.0%
3	イ	待合・料理店等	8	5	5	100.0%	3	3	100.0%	0	0	
	ロ	飲食店	4,119	1,856	1,403	75.6%	1,436	1,159	80.7%	140	125	89.3%
4		百貨店・マーケット等	7,076	2,736	2,514	91.9%	1,684	1,548	91.9%	192	166	86.5%
5	イ	旅館・ホテル等	3,604	2,879	2,728	94.8%	2,496	2,354	94.3%	133	123	92.5%
6	イ	病院・診療所等	2,566	1,984	1,915	96.5%	1,652	1,577	95.5%	113	103	91.2%
	ロ	老人短期入所施設等	2,806	2,485	2,322	93.4%	1,896	1,808	95.4%	126	108	85.7%
	ハ	老人デイサービスセンター等	4,711	3,660	3,450	94.3%	2,769	2,613	94.4%	144	122	84.7%
	ニ	幼稚園・特別支援学校	481	397	377	95.0%	263	248	94.3%	23	22	95.7%
9	イ	蒸気浴場等	31	25	25	100.0%	27	27	100.0%	2	2	100.0%
12	ロ	映画・テレビスタジオ	47	12	12	100.0%	10	10	100.0%	0	0	
16	イ	複合用途防火対象物(特定)	13,993	6,725	5,914	87.9%	5,062	4,654	91.9%	347	311	89.6%
	ロ	複合用途防火対象物(一般)	550	77	65	84.4%	44	41	93.2%	6	6	100.0%
16の2		地下街	3	3	3	100.0%	3	3	100.0%	0	0	
16の3		準地下街	1	1	1	100.0%	1	1		0	0	
		高層建築物	2,765	974	922	94.7%	1,221	1,195	97.9%	79	79	100.0%
		工事中の建築物等	210	1	0		0	0		0	0	
		合計	47,040	26,797	24,431	91.2%	21,104	19,523	92.5%	1,541	1,383	89.7%

7 消防設備士等の育成

消防用設備等は、常時使用されるものではなく、火災の発生時にのみ確実に作動することが要求される。このことから、主要なものについては国家検定を実施して品質の確保を図っているが、工事施工、整備または維持が適正に行わなければその結果が十分に発揮することができないため、専門的な知識及び技能を有する者に従事させる必要がある。

1965年(昭和40年)5月の消防法の一部改正により、消防用設備の工事又は整備は消防設備士でなければ行えないよう規定され、1966年(昭和41年)10月から資格制度が発足した。

消防設備士は、甲種と乙種に分けられ、甲種消防設備士は工事、整備及び点検を、乙種消防設備士は整備と点検を消防用設備等の種類に応じて行うことができる。

なお、点検業務のみを行うことができる消防設備点検資格者制度がある。

2-9表 消防設備士の指定区分

区分	指定区分	消 防 用 設 備 等 の 種 類
甲種	特 類	特種消防用設備等
甲種 乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 等
	第2類	泡消火設備 等
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 等
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備 等
	第5類	避難器具(金属製避難はしご、救助袋、緩降機)
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

(1) 消防設備士試験

消防設備士試験は、都道府県に委任されており、消防用設備等の構造、機能及び整備の方法並びに消防法令等の内容について筆記及び実技試験を実施している。

昭和60年度からは、消防法の一部改正により、自治大臣が指定した試験実施団体に委任することにより実施することができることとなったため、本道においても一般財団法人消防試験研究センター（北海道支部）に委任し、令和3年度試験第1回は5月16日札幌市ほか6市、第2回は7月18日札幌市ほか6市、第3回は10月17日札幌市ほか5市、第4回は11月14日函館市、第5回は令和4年2月6日札幌市ほか6市、第6回は3月13日札幌市において実施した。なお、令和3年度試験の結果は2-10表、また第1回の試験が実施された昭和41年以降の実施結果は2-11表のとおりである。

2-10表 令和3年度消防設備士試験実施結果

区分	種類	願書提出者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率% (B) / (A)
甲	特類	74	67	22	32.8%
	1	510	373	122	32.7%
	2	124	94	39	41.5%
	3	193	160	58	36.3%
	4	895	701	275	39.2%
	5	196	168	65	38.7%
	小計	1,992	1,563	581	37.2%
乙	1	120	89	36	40.4%
	2	32	26	11	42.3%
	3	42	29	13	44.8%
	4	453	364	109	29.9%
	5	77	65	22	33.8%
	6	1,230	972	387	39.8%
	7	351	299	171	57.2%
	小計	2,305	1,844	749	40.6%
合計		4,297	3,407	1,330	39.0%

2-11表 消防設備士試験実施状況

区分	年度	願書提出者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率% (B) / (A)
S41~H19		127,144	107,308	42,030	39.2%
	20	4,345	3,815	1,239	32.5%
	21	4,716	4,089	1,352	33.1%
	22	4,421	3,803	1,129	29.7%
	23	4,518	3,814	2,176	57.1%
	24	4,305	3,684	1,183	32.1%
	25	4,566	3,755	1,100	29.3%
	26	4,567	3,909	1,395	35.7%
	27	4,527	3,693	1,176	31.8%
	28	4,527	3,693	1,176	31.8%
	29	4,750	3,923	1,391	35.5%
	30	4,265	3,554	1,310	36.9%
	1	3,928	3,213	1,084	33.7%
	2	3,546	2,945	1,236	42.0%
	3	4,297	3,407	1,330	39.0%
計		188,422	158,605	60,307	38.0%

(2) 消防設備士講習

消防用設備等の工事または整備が消防設備士の独占業務とされたことは、消防設備士を信頼し、その業務を全面的に委任したことにほかならない。従って、消防設備士は消防用設備等の構造、機能について十分に研究し、常に最新の知識と技能を身につけ、当該設備が十分に機能するように努める責務を有しており、消防設備士免状の交付を受けた日以降最初の4月1日から2年以内に、また、当該講習を受けた日以降最初の4月1日から5年以内ごとに、都道府県知事の行う講習を受けなければならないことになっている。

2-12表 消防設備士法定講習の受講状況

(人)

講習区分	年度									消防設備士の種類及び区分
	S50～ H26	27	28	29	30	1	2	3	合計	
特殊消防用設備等	94	17	27	15	0	0	45	28	226	甲種特類
消火設備	19,847	487	552	517	524	364	709	507	23,507	甲種第1・2・3類 乙種第1・2・3類
警報設備	47,478	1,234	1,140	1,103	979	663	1,537	1,132	55,266	甲種第4類 乙種第4・7類
避難設備・消火器	24,625	912	871	855	780	636	1,228	981	30,888	甲種第5類 乙種第5・6類
計	92,044	2,650	2,590	2,490	2,283	1,663	3,519	2,648	109,887	

(3) 消防設備点検資格者

消防用設備等及び特種消防用設備等はその機能を十分に発揮するため、設備を正しく設置するほか適正な維持管理が必要であり、徹底を図るため、定期点検が義務づけられるとともに、その結果を消防機関に報告することとなっている。

また、延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物、延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長の指定するもの、特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ以上設けられていないものは、有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)に点検を行わせることとされている。

消防設備点検資格は、一定の受講資格を有する者が講習課程を修了し、修了考査に合格した者に与えられることになっており、(財)日本消防設備安全センターが総務大臣の登録講習機関として、消防設備資格者講習を全国各地で実施している。

消防設備点検資格者は資格者免状の交付を受けた日以降最初の4月1日から5年以内の期間に再講習を受けなければ、資格が喪失する。

道内における消防設備点検資格者の受講状況は2-13表のとおりである。

2-13表 消防設備点検資格者講習の受講状況

(人)

区分	年度								合計	消防設備等の種類
	H14～ 28	29	30	31	2	3				
特 種	講 習	19	—	—	—	—	—	—	19	特殊消防設備等
	再講習	30	—	—	—	—	9	—	39	
第 1 種	講 習	1,449	94	92	77	30	76	1,818	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、消火器、動力消防ポンプ設備、連結散水設備、連結送水管、消防用水、簡易消火用具、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備	
	再講習	5,509	327	396	356	395	378	7,361		
第 2 種	講 習	1,391	106	91	77	28	75	1,768	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具、漏電火災警報器、非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、誘導灯、誘導標識、	
	再講習	5,170	316	372	371	370	384	6,983		